

宋朝の朝貢と貿易

山崎 覚士

〔抄録〕

本論は宋朝における朝貢の事例を概観したうえで、大中祥符二年以降から朝貢品に対して、その価格を判定し、その価格に見合う（あるいは上乘せした）回賜が行われるようになったことを明らかにする。この変化は、唐代で見られた儀礼行為としての朝貢―回賜が、対価に対する支払いの要素を持つ貿易行為への移行を意味した。また朝貢―回賜が貿易行為へと変化するに伴い、朝貢

―回賜の行われる場所が国境付近の辺境都市でも担われるようになり、南宋期になると、一時期を除いて、朝貢―回賜は辺境都市で済まされるようになった。

キーワード 中世、帝国、朝貢、回賜、貿易

はじめに

近年の宋代対外関係史の傾向として、一〇〇四年に締結された澶淵の盟に着目し、それ以後に、宋朝と契丹、また金・西夏などが対等・和平的に併存した情勢を積極的に評価している。^①こうした情勢を澶淵システム・澶淵体制等と呼び、当該時期のユーラシア東部における対外関係の基調をなしたことが注目されている。筆者も、澶淵の盟より以前、唐後半期の吐蕃との会盟にも、澶淵の盟と同様の特徴を備えて

いると見なして、唐―吐蕃関係より宋―金関係にいたるまでの、会盟・盟誓による対等な対外関係構築とその持続的情勢を盟誓体制と名付け、中華帝国史における「中世」の特徴の一つであると論じた。^②

しかしながら、前稿の「おわりに」でも触れたように、宋朝が締結した盟誓による対等的対外関係が構築されていたとはいえ、「帝国」の性格を失っていたわけではない。ここでは「帝国」について、中国と夷狄を含む複合的政治社会という最小限度の特徴を挙げておくが、^③宋朝も盟誓体制下にあっても、中華（「天下」）と盟誓を締結しない夷

狄とを秩序化し、夷狄に対して冊封を与え、また夷狄からの朝貢を促した。このような宋朝における冊封や朝貢、また中華秩序（「天下秩序」）についての研究は依然低調で、課題も多く残されているとの指摘もある。^④ 其中で黄純艶氏は宋代の朝貢体制を総合的に整理・研究した大著を出され、^⑤ 本稿もその依るところ多とするが、宋代における朝貢の転換については、まだ議論の余地が残されていると思われる。

そこで本稿では、宋朝中華帝国（宋代「天下秩序」）を理解する一助として、まず宋朝の朝貢を概観し、そのなかで注目すべき変化について見てゆきたい。結論的に言うと、それは、唐代以降宋初の朝貢、およびその返礼としての回賜^⑥が元会儀礼にともなう儀礼行為であったのに対し、大中祥符二年（一〇〇九）以降、朝貢に対する対価としての回賜が下されるようになった。朝貢と回賜の関係が貿易行為と見なせるように変化したのである。これはのちの明代における朝貢貿易の嚆矢をなすと言ってよい。またこうして始まった朝貢貿易はやがて首都と、境界都市で行われるものと二分化され、南宋期になると、朝貢貿易は基本的に境界都市で済まされるようになった。

宋朝の朝貢が、唐代までの儀礼行為から明代の貿易行為への過渡を示すものであることを以下に論じてみたい。

第一章 北宋初期の朝貢

宋の興った建隆元年（九六〇）の九月癸卯に、三佛齊国が早速朝貢してきたことを伝えている。^⑦ おそらく三佛齊国は宋朝の建国を知らな

かったと思われるが、いずれにしても宋朝に最初に朝貢してきたのは三佛齊国であった。

それではまず、宋朝における朝貢を概観しておきたい。ただ朝貢をおこなう国の数や回数は非常に多いので、ここではあくまで便宜上、宋朝より見て東南、東・東北、西北、西・西南、そしてそうした諸国とおなじく朝貢を行う羈縻州・西南諸蕃夷に分類して整理することとする。

第一節 東南の諸国

先に見た三佛齊国の朝貢と同年の十二月壬辰、占城国の朝貢が確認される。^⑧

（占城）以方物犀角・象齒來貢、表章書于貝多葉。（『玉海』卷一五四、建隆占城貢方物）

とあるように、犀角・象牙を持って来貢し、かつ占城国の上表文が添えられていたことが分かる。また建隆三年（九六二）十一月丙子には、

（三佛齊）貢方物、對廣政殿、賜其使冠帶・器幣。還、賜以錦綵・銀器。（『玉海』卷一五四、建隆三佛齊貢方物）

とあって、三佛齊国が朝貢すると、その使者には冠帯・器幣が与えられ、帰国するにあたり、錦綵・銀器が下賜された。この「冠帯・器幣」や「錦綵・銀器」が回賜であり、外蕃国の国王やその使者に対して与えられるものである。

また乾徳四年（九六六）三月に占城国が朝貢した際には、
賜衣服・金帶・銀器・鞍馬・被褥・巾履有差。（『宋会要』蕃夷四

六三、以下『宋会要』と略称)

とあり、やはり衣服や銀器・鞍馬等が国王や使者等に対して差等を設けて回賜されている。こうした回賜には、与える国によってランクを設けていたようである。景德四年(一〇〇七)六月十八日に、蒲端国王其陵がその使者己絮漢を派遣して朝貢してきた。その際に、冠帯・衣服・器幣・緡銭などが回賜されたが、

八月、蒲端國使己絮漢上言「伏見詔賜占城使鞍轡馬二、大神旗二、望如恩例沾賚。」有司言「蒲端在占城之下、若例賜之、恐無旌別。望改賜雜綵小旗五。」從之。(『宋会要』蕃夷四一九五)

とあって、蒲端国が占城国と同様に「大神旗」を求めたものの、蒲端国は占城国より下なので、「大神旗」よりもランクの下の「雜綵小旗五」を下賜されている。ここからは、回賜には、与える国のランクに従って、差等を設けてあったことが読み取れる。しかしながら、本稿では外蕃国のランクを含めた秩序化については、冊封とも深くかかわるため、後放に付したい。まずはここでの回賜が与える国のランクに従い差等を設けて下賜されていたことを確認しておきたい。

その他の国としては、たとえば太平興国二年(九七七)四月に大食国が使者として蒲思郝・副使摩呵末・判官蒲羅を派遣して朝貢し、同年九月二十日には勃泥国王向打が使者として施弩・副使蒲亞利・判官哥心を派遣して龍腦・玳瑁・白檀・象牙などを朝貢した。¹⁰⁾

雍熙四年(九八七)五月には、

遣内侍八人、齎敕書・金帛、分四綱、各往海南諸蕃國勾招進奉、博買香藥・犀牙・真珠・龍腦。每綱齎空名詔書三道、於所至處賜

之。(『宋会要』職官四四二)

とあるように、四つの船団で海南諸国に進奉するよう招致することがあり、その成果かどうかはわからないが、淳化三年(九九二)八月十八日には、闍婆国が大舶で来貢している。¹¹⁾ また咸平四年(一〇〇二)七月三日には丹眉流國主多須機が使者として打古馬・副使打臘・判官割皮泥を派遣して来貢した。¹²⁾

このように東南方面からは、海南諸国からの朝貢が多数あったが、今一つの特徴として朝貢する物品が非常に多くなっていることが挙げられる。たとえば占城国は淳化元年(九九〇)十二月四日には「駟犀・螺犀・象牙・蠟・沉香・龍腦・山得雞・沒藥・胡盧巴・白豆蔻・薔薇水」¹³⁾、淳化三年(九九二)には「螺犀・藥犀・象牙・煎香・龍腦・絞布・檳榔・山得雞・椰子」¹⁴⁾などの朝貢品の名目が上がっている。一つ一つの数量はここでは記載がないものの、品目・数量ともに大量であったと見なされる。

律令制下の唐代では、外蕃国の朝貢品は土貢・貢献物とされ、その数量ではなく加工されていない原物としての現地特産品が貢納されることが重要であった。それらは年始元日の元会儀礼において太極殿庭にて陳列された。その後、それら原物は宮中内で加工され、皇帝や官僚などの衣服や日用品として使用された。外蕃国からの朝貢品は大唐帝国を形成するうえで、象徴的・儀礼的意義を有していた。¹⁵⁾

ところが唐後半期以降、とりわけ五代期になると、そうした朝貢や、中国内地の諸国(いわゆる「十国」)からの土貢品の品目・数量が格段に増加した。¹⁶⁾ その象徴的・儀礼的意義は薄らいできていた。それは

「宮中で毎年行われるはずの元会儀礼が形式化・形骸化してきていたからであろう。そして今見ている宋初期においても同様の傾向をたどっていたのである。これは朝貢が儀礼行為から貿易行為に転換する背景をなしていた。」

第二節 東・東北の諸国

東・東北方面では、建隆二年（九六一）八月と十二月に女真国が来貢し、名馬を献上している¹⁸。女真国は道中に定安国を経由することもあり、開宝三年（九七〇）九月十八日には、

女真國遣使齋定安國王烈萬表并貢方物。（『宋会要』蕃夷七三二）

とあり、また太平興国六年（九八一）十一月八日に、

女真國遣使來朝貢、道出定安國、齋其國主烏玄明表來上。（『宋会要』蕃夷七十一）

とあるように、女真国の朝貢の際には、定安国の上表文と朝貢品を併せて持参することもあった。ここでも朝貢にあたっては上表文（いわゆる国書）を持参したことが確認される。

その他の国としては、やはり高麗国が挙げられる。建隆三年（九六二）十二月二十三日の高麗国王が使者の廣評侍郎李興祐等を派遣し朝貢して以降、定期的に来貢していた¹⁹。朝貢品目としては、「罽錦・漆甲・白氈²⁰」や「駢角弓・漆甲・大箭・馬五十疋²¹」などが挙げられる。ただし淳化五年（九九四）以降は、高麗は契丹の属国となり、朝貢は中斷した²²。

第三節 西北の諸国

西北方面でまず朝貢してきたのは、沙州の曹元忠である。建隆二年（九六一）十一月に、

（曹）元忠泊瓜州團練使曹延繼、並遣使貢玉鞍・勒馬。（『宋会要』蕃夷五一）

とあるように、使者を派遣して玉鞍・勒馬を献上した。また翌月の十二月には回鶻の景瓊が入貢し、また、

十二月四日、于闐國王李聖文遣使貢玉圭一、盛以玉匣、本國摩足師貢琉璃器二・胡錦一段。（『宋会要』蕃夷七一）

とあるように于闐国も使者を派遣して玉を献上している。西北方面からの朝貢品目は、玉をはじめとして、

（乾徳二年（九六四）正月八日、回鶻遣使貢玉・琥珀・犁牛尾・貂鼠皮等物。（『宋会要』蕃夷七一）

（乾徳三年（九六五）十二月十二日、甘州回鶻可汗・于闐王及瓜・沙州皆遣使來朝貢馬・橐駝・玉・琥珀。（『宋会要』蕃夷七一）

三）

などであるように、琥珀・駱駝・貂鼠皮等が挙げられる。

朝貢する勢力は、沙州や回鶻、西州回鶻（高昌国）・于闐国・龜茲国・夏州などが代表的であるが、それ以外にも少数遊牧民の部族が個別に朝貢することもあった。靈武五蕃が名馬を献上したり²³、また太平興国四年（九七九）十二月一日に、

拓拔首領拓拔曰榮遣所部酋長拓拔良七、十六府大首領勒浪屈遇遣所部蕃官折木等並來貢。（『宋会要』蕃夷七一〇）

とあり、拓拔首領や十六府大首領が朝貢の使者を派遣している。また府州外浪族が入貢して馬を献上し、豊州大首領黃羅が弟の乞蚌とともに良馬を献上している。雍熙四年（九八七）八月二十一日には合羅川回鶻等の四族の首領が朝貢している。淳化四年（九九三）十二月には、鹽州の戎人巢延渭が馬をもって入貢し、至道元年（九九五）正月二十八日には銀州觀察使趙保吉が左押衙張浦を派遣して良馬・橐駝を連れて入貢した。そのほか、勒浪族・豊州河北藏才八族・涼州卑寧族・西涼府龜穀・嬾家・宗家・者龍・當宗・章述等十族など、多くの部族が来貢した。

このように西北方面では、沙州・高昌国・于闐国・龜茲国・夏州（のちの西夏）のような一定の勢力を持つ者たちだけでなく、遊牧民の部族の首領たちが個々に朝貢し、そうして名馬などを献上するものが多く見られた。

そして景德四年（一〇〇七）五月に沙州の曹宗壽が朝貢してきた際に、注目すべき事例が確認される。『宋会要』蕃夷五十三、景德四年五月に、

（曹）宗壽遣瓜沙州節度上司孔目官陰會遷等三十五人詣闕、貢玉團・玉印・乳香・硃砂・橐駝・名馬。詔賜錦袍・金帶・器幣、酬其直。

とあり、曹宗壽が使者として陰會遷など三十五人を派遣して、玉や乳香・駱駝などを献上した折に、詔で錦袍・金帶・器幣を下賜したが、それは朝貢品の価格に相応の物品とされた。従来の回賜品は、朝貢品に関係なく、国やその使者のランクに応じて下賜されていたが、ここ

では朝貢品の価格を定めて、それに相応する錦袍・金帶・器幣が下賜されているのである。これは朝貢と回賜が貿易関係となる嚆矢と思われる。その全面的な展開は、次章で明らかとなる。

第四節 西・西南の諸国

西・西南方面で朝貢してきたのは、内乱を治めた交趾の丁璉である。開宝六年（九七三）四月に朝貢すると、丁璉を靜海節度・安南都護に任命し、二年後には交趾郡王に冊封した。

その後、黎桓が政権を奪取すると、太平興国五年（九八〇）十一月には、

黎桓遣牙校江巨瑄・王紹祚以方物・金銀器五百兩・通犀六株・連盤・□物犀四十株・象牙百株・絹萬疋來貢。（『宋会要』蕃夷四十二）

とあって、朝廷の許しを求めて朝貢している。この朝貢の際には、幽閉している丁璉の子丁璿の上表文を作らせて持参した。雍熙二年（九八五）十月には黎桓を正式に交趾の支配者として認め、二年後に黎桓を交趾郡王に冊封している。以後、交趾は一年ないしは数年おきに朝貢し、馴象・犀などを献上した。

第五節 羈縻州・西南諸蕃夷

宋朝における羈縻州とは、『宋史』卷四九三、蕃夷一に、有辰州獠人秦再雄者、長七尺、武健多謀、…太祖召至闕下、察其可用、擢辰州刺史、官其子為殿直、賜予甚厚、仍使自辟吏屬、予

一州租賦。

とあるように、西南地域の諸蕃夷で宋朝に帰順した者が州刺史として任命され、自ら吏属を選び、その州の税賦を与えられた場合を言った。また建隆四年（九六三）に知溪州彭允林・前溪州刺史田洪贇が帰順し、彭允林を溪州刺史、田洪贇を萬州刺史に任じている。

乾徳五年（九六七）六月に知西南蕃南寧州蕃落使龍彦瑫が来貢し、九月には順化王子武才等が来朝して馬や方物を納めた。その後開宝二年（九六九）七月には、武才等一四二人が来貢している。

羈縻州や西南諸蕃夷からの朝貢は、その人数が多いのが特記される。

開宝八年（九七五）八月には、

西南蕃三十九部順化王子若廢等三百七十七人來貢馬百六十疋。丹砂千兩。賜若廢冠帶・器幣。（『宋会要』蕃夷五一〇）。

とあり、順化王子若廢（あるいは若発）等三十七人が来貢した。また彼らに対し冠帯・器幣などの回賜がなされていることも確認できるが、さらには太平興国五年（九八〇）八月甲戌に、西南蕃主龍瓊瑠がその子羅若従を派遣して、諸州蠻七三四人を引き連れて朝貢することもあった。

その他の蕃夷としては開宝二年（九六九）に黎州の山後兩林蠻王子勿兒・部落將軍離魚が黎州に状申して朝貢を求めて許可され、以後朝貢を続けた。また太平興国三年（九七八）正月には、

雅州遣牙校趙仁俊復送西山野川路蠻首領馬令膜等十四人、以名馬・犁牛・虎豹皮・麝臍來貢、并上唐朝敕書・告身凡七通、咸賜以冠帶、其首領悉授以官及錦袍・銀帶・器萬以遣之。（『宋会要』

蕃夷五一四）

とあって、雅州の西山野川路蠻首領ら十四人が朝貢し、その首領を始めとして冠帯などを下賜された。また翌年八月二十八日には邛部川首領牟昂・諸族鬼主副使離襪等が来貢して方物を献上している。また咸平元年（九九八）九月壬申には、

西南蕃王龍漢瓊遣使龍光腆、并率牂柯諸蠻千餘人來貢。（『山堂考索』後集、財賦門、四夷方貢）

とあり、西南蕃王の龍漢瓊が牂柯諸蠻一〇〇〇人余りを率いて来貢した。彼らに対し衣服・金帛が差等を設けて回賜された。

このように羈縻州や西南諸蕃夷からの朝貢では、来貢する人数が極めて多く、また定期的に来朝して馬や方物を献上し、衣服や器幣を回賜されている。とりわけ派遣される人数の多さが問題となった以下の注目すべき事例を見てみよう。

景德元年（一〇〇四）正月十六日に廣南西路轉運司に対し、西南蕃牂柯諸国が朝貢して都に行きたいときは、妨げることなく兵で護衛して送り届けるようにと詔が下った。事の顛末は次のとおりである。最初、西南蕃王の使者として龍光進が朝貢するとき、貢路が遠く人馬が多く死ぬので、今後は宜州までとし、そこで回賜を給うようにとの詔が下っていた。しかし西南蕃牂柯諸国には「宜州受賜の礼」がないので、闕下まで赴きたいと要望し、それが認められたのであった。

この事例に見られる西南蕃王の朝貢が境界都市の宜州までで、その場で回賜が授与されるという「宜州受賜の礼」がいつから始まったのかは、史料上確認できていないが、少なくともこの景德元年には存在

していた。その背景には道が遠いことと、また派遣する人数が多く、道の途中で死ぬ者が多かったことが指摘されている。この朝貢―回賜が都である開封ではなく境界都市で行われているのは、朝貢の二分化の先例と見なせる。

さて大よその準備は整った。以下に大中祥符以後の朝貢の变革―朝貢貿易のはじまりについて見てゆこう。

第二章 北宋中期以降の朝貢貿易

大中祥符元年（一〇〇八）夏より準備が進められ、冬十月に挙行された真宗による泰山封禪の儀では、来貢した諸蕃国や羈縻州の使者が泰山に赴いて参列した。また諸州の土貢品も泰山に集められているので、朝貢品も泰山に並べられていたと見られる。儀式終了後も、封禪を賀する朝貢は絶えなかった。そうした状況の中で、朝貢品に対する価格判定と、それ相応の回賜が行われるようになった。

第一節 貢品対価としての回賜

『宋会要』蕃夷七―一八、大中祥符二年（一〇〇九）四月に、
詔、諸蕃貢物、並令估價酬。如聞左藏庫減抑所直、目曰潤官、自今宜禁之。

とある。諸蕃国の朝貢品は、すべて価格を計って、相応のものを返すこととされた。この背景に、左藏庫が「潤官」と称して朝貢品の価値を低く設定し、利潤を得ようとしていたことが問題となっている。

おそらくは、この大中祥符二年より以前から、朝貢品に対する「令估價酬」が行われていたと見られるが、明確な史料としては上記のものを確認できるので、これを起点と見なしておきたい。
大中祥符八年（一〇一五）二月に、西・西南方面から西蕃が朝貢してきた。

宗哥族唃廝囉・立遵・溫逋斯・木羅丹並遣使貢馬、充賜行李物色・茶藥。詔估其直、得錢七百六十萬、詔賜袍笏・金帶・器幣・供帳什物・茶藥有差、凡有金七千兩、他物稱是。〔『宋会要』蕃夷六一〕

とあるように、宗哥族唃廝囉などが馬を献上した。その値段を計ったところ、七六〇万錢であった。詔が下って袍笏・金帶・器幣・供帳什物・茶藥・金七千兩などが回賜された。回賜品が七六〇万錢に相当する価値であったと考えられる。また翌年にも宗哥族唃廝囉などが入貢し、

三月、宗哥唃廝囉・立遵遣使來獻馬五百八十二疋。詔賜器幣總萬二千計以答之。〔『宋会要』蕃夷六一〕
とあつて馬五八二疋に対し、その価格に相当する器幣萬二千を回賜している。

乾興元年（一〇二二）七月に交趾が入貢した際に、
三司言「交州進奉使李寬泰等各進貢方物白蠟・紫砒・玳瑁・瓶香等、賈人計價錢千六百八十二貫。」詔回賜錢二千貫、以優其直、示懷遠也。又廣州納于桂心皮五千三百斤、價錢千七百貫文。詔依估價回賜。〔『宋会要』蕃夷四一三二〕

とあって、三司が言うには、交趾の朝貢品であった白鑑・紫砒・玳瑁・瓶香等を、賈人（仲介の商人）が価格判定したところ一六八二貫であったという。そこで詔が下って、価格より上乘せして二〇〇貫を与えることとしている。また広州が、おそらく朝貢品の幹桂心皮五三〇〇斤を納入し、一七〇〇貫と見積もり、その値段に従って回賜が与えられていた。

ここでは朝貢品の品定めに仲介商が介在し、また定めた価格に対して、値段を上乘せして回賜している様子がかがえる。

天聖六年（一〇二八）三月には、

三司言、作坊物料庫估交州進奉人使納賣香藥價錢三千六十貫。詔

回賜錢四千貫。（『宋会要』蕃夷四一三二）

とあって、作坊物料庫が交趾の朝貢品香藥を三〇六〇貫と見積もり、詔して回賜錢四〇〇〇貫が下されている。ここでも価格の上乗せをして回賜しており、「懷遠」を示して宋朝の優位を表現している。

熙寧五年（一〇七二）五月二十二日の占城国の朝貢では、

占城國進奉琉璃・珊瑚・酒器并龍腦及藥物・乳香・丁香・華澄茄・紫砒等。詔迴賜外、特賜銀二千一百兩。（『宋会要』蕃夷四一七二）

とあり、あまたの朝貢品に対し回賜したうえで、さらに銀二一〇〇兩を与えられている。回賜の上乗せの一例である。さらに熙寧十年（一〇七七）十二月十二日の西蕃の朝貢を見ると、

西蕃邈川首領董氈進珍珠・乳香・象牙・玉石・馬。詔依例估價、特回賜銀・綵及添賜錢、仍賜對衣・金腰帶・銀器・衣著・茶等。

（『宋会要』蕃夷六一一三）

とし、チベットの董氈の朝貢に対し価格判定して、特別に銀・綵・添賜錢が回賜され、加えて對衣・金腰帶・銀器・衣著・茶等も下賜されている。これらは、朝貢→回賜が貿易行為となる前の回賜品に類似し、そうした儀礼的な回賜も、場合により同時に行われていたことが分かる。

董氈の朝貢に関連して、元祐元年（一〇八六）閏二月二日には、

禮部言「董氈等貢乳香、及溫溪心貢偏牛、合回賜。」詔並增二分賜之。（『宋会要』蕃夷六一一九）

とあり、董氈のもたらせた乳香については、二割増しの回賜が下されている。

元祐二年（一〇八七）の于闐国の朝貢について、

正月十二日、詔、于闐國黑汗王貢方物、回賜外、餘不以有無進奉、

悉加賜錢三十萬。二月十四日、又詔、如元豐八年例、更賜金帶・

錦袍・襲衣・器幣。（『宋会要』蕃夷七二二九）

とあり、于闐国王の朝貢に対する回賜以外で、朝貢使節などの進奉の有無にかかわらず錢三〇万が上乘せされ、さらに金帶・錦袍・襲衣・器幣といった儀礼的回賜品も下された。

朝貢品の価格判定と、その対価としての回賜には、価格操作による不正が付きまといっていたようで、元祐三年（一〇八八）六月十二日には、

詔、今後諸蕃國貢物、估直與舊例相近者、並如例。即所估高下増減不同、申稟尚書省。（『宋会要』蕃夷七二二九）

とあり、価格が旧例と近い場合にはその通りとし、もし価格が上下するようであれば尚書省への報告が義務付けられている。

以上のように、泰山封禪の行われた大中祥符元年の翌年より、諸蕃国からの朝貢に対して、仲介の商人などに価格判定を行わせて値段を計り、その対価として回賜が下されるようになった。またこの回賜は、二割上乘せや、別途に銀帛などを加算して下し、宋朝の優位を示そうとしている。加えて、衣服などを下賜する儀礼的回賜も同時に下されることもあったが、朝貢―回賜の主体は、貿易行為へと変化していった。

ただし、この場合、諸蕃国は、朝貢貿易の利を得ようと朝貢品を多く持参するようになる。天禧二年（一〇一八）九月の占城国の朝貢では「象牙七十二株・犀角八十六株・玳瑁千片・乳香五十斤・丁香花八十斤・荳蔻六十五斤・沉香百斤・箋香二百斤・別箋一劑六十八斤・茴香百斤・檳榔千五百斤」⁽⁴¹⁾を持参し、天聖八年（一〇三〇）十月の場合には「木香七百万斤・犀角四十餘株・玳瑁四百餘片・乳香二千斤・象牙八十株」⁽⁴²⁾とある。于闐国も朝貢品を次第に増やし、熙寧四年（一〇七二）二月十四日の朝貢では「珠玉・珊瑚・翡翠・象牙・乳香・木香・琥珀・花麝布・硃砂・龍鹽・藥物・鐵甲・馬」⁽⁴³⁾、熙寧十年（一〇七七）六月七日⁽⁴⁴⁾の注輦国の朝貢では「真珠・龍腦・通犀・象牙・乳香・金線織錦・琉璃器・薔薇水・藥物」と数多くの朝貢品を納めている。

当然ながら、その対価として下される回賜の額も増加することになる。また到来する使節も大人数となればその接待費用もかさむことになる。そこで朝貢―回賜が貿易行為となると、朝貢―回賜を、諸蕃

国・羈縻州の窓口となる境界都市で済ませる事例が出てくるようになった。そうして、朝貢―回賜が首都開封と、境界都市とで二分して行われるようになった。節を改めよう。

第二節 朝貢貿易の二分化―境界都市と首都

先に西南蕃王の朝貢が境界都市の宜州で行われた事例で見たように、諸蕃国・羈縻州が入貢するにあたり、宋朝との境界に位置する都市で朝貢―回賜が行われる事例が大中祥符二年以降、増加するようになる。大中祥符六年（一〇一三）には夔州蠻が来貢したが、その五月には、

夔州路轉運司言、西南蕃遣二百餘人詣闕修貢。詔許其牙職至京、餘令以所貢輸黔州。〔宋会要〕蕃夷五・一七

とあり、夔州蠻二〇〇人余りが上京しようとしたところ、詔が下って牙職に就いている者の上京を許可し、残りは朝貢品を持って黔州に運ぶこととされた。ここでは上京人数の制限と朝貢品の境界都市での留め置きが確認される。その二年後にも、

〔大中祥符八年（一〇一五）二月、夔州路轉運使上言、黔州西南寧州蕃族張聲進遣使貢馬。詔令近上二十三人赴闕、自餘優與例物、令歸本族。〕〔宋会要〕蕃夷五・一九

とあり、上京人数が二三人に制限され、残りの使者は褒美をもらって帰郷させられた。

翌年の大中祥符九年（一〇一六）七月七日の事例では、

祕書少監・知廣州陳世卿言、海外蕃國貢方物至廣州者、自今犀象・珠貝・揀香・異寶聽齋持赴闕、其餘輦載重物、望令悉納州帑、

估價聞奏。非貢奉物、悉收稅筭。（『宋会要』蕃夷七二〇）

とあり、広州に來航する海外蕃国の貢物のうち、犀象・珠貝・揀香・異寶については開封への持ち込みを許可し、その他の重い朝貢品は、すべて広州に納めて價格判定をして上奏し、朝貢品でないものは抽解（「稅筭」）するよう上言し、許可されている。ここでは海外蕃国の朝貢品を二分して、一分を広州（おそらく市舶司）に留め置いていることが見て取れる。

このように朝貢―回賜を境界都市で行うためには、外蕃国や羈縻州の入貢路を確定し、その境界都市を指定する必要がある。さきの西南蕃王の朝貢が宜州、夔州蠻が黔州、そして占城国・三佛齊などの海南諸国は広州とされている。

西北方面について以下に見てみよう。

天禧四年（一〇二〇）三月二十一日には、

令甘州迴紇進奉自今並於秦州路出入。（『宋会要』蕃夷四一八）

とあって、甘州迴紇の朝貢には秦州路を使うこととされた。翌年の天禧五年（一〇二二）七月には、西州および甘・沙州ウイグルの朝貢は、一〜二年おきにすることとされた。⁴⁵

また天聖元年（一〇二三）十月二十三日の入内侍省副都知周文質の言葉によると、大食国が沙州路を通って入貢し、夏州の趙徳明の領域を経由して涇州に到着したが、趙徳明の略奪に遭うかもしれないので、海上から広州に上陸して入貢するよう求め、許可されている。⁴⁶ 趙徳明勢力の影響もあって、大食国の入貢路を陸路ではなく、海路より

広州へと限定されている。

熙寧五年（一〇七二）に熙河路が新設されると、熙寧十年（一〇七七）十二月八日には、

詔西蕃董氈已遣使朝貢、舊係秦州解發、今既建熙河一道、委本路帥府解發、並給茶、綵。（『宋会要』蕃夷六一三）

とあり、西蕃董氈の朝貢路が秦州から熙州へと変更された。翌年の元豐元年（一〇七八）十二月二十五日には、

詔熙河路經略司指揮熙州、自今于闐國入貢、唯齋國王表及方物聽赴闕、毋過五十人、驢馬頭口准此、餘勿解發、止令熙州・秦州安泊、差人主管賣買。婉順開諭、除乳香以無用不許進奉及挾帶上京并諸處貨易外、其餘物並依常進貢博賣。（『宋会要』蕃夷七二五）

とあり、于闐國の入貢には上京人数を五〇人までとし、国王の上表文と朝貢品だけを都へと運ぶこととした。またそれ以外の使節・物品は熙州・秦州にとどめて、そこで禁制品以外は売買させることとした。

当然、于闐國の入貢路は熙州・秦州を経由することとされた。

また元祐二年（一〇八七）十月十三日には、

詔、國使以表章至、則間歲聽一入貢、餘令於熙・秦州貨易。（『宋会要』蕃夷七二九）

とあり、国書のある場合には一年おきに朝貢し、以外は熙・秦州での売買を許可している。

ここでは、入貢する都市の指定と朝貢使節の人数制限、および朝貢年限の設定が確認される。

東・東北方面では、天聖四年（一〇二六）十月に日本より日本国大宰府進奉使周良史が明州に到来した。

明州言、市舶司牒、日本國大宰府進奉使周良史狀、奉本府都督之命、將土產物色進奉。本州看詳、即無本處章表、未敢發遣上京。

欲令明州只作本州意度諭周良史、緣無本國表章、難以申奏朝廷。

所進奉物色如肯留下、即約度價例迴答。如不肯留下、即卻給付、曉示令迴。從之。〔『宋会要』職官四四一四〕

この記事では、明州市舶司は周良史を、朝貢品を持参した日本からの進奉使（朝貢）と見なしていた。ところが周良史は国書（「本處章表」）を持参しなかったため、首都開封への上京は許可することが難しかった。しかしながら、進奉物の納入について望むのであれば、価格を定めて、その返答をしたいという明州の上言について、朝廷より許可されている。

この事例は、朝貢については、国書の持参がなければ上京の許可が下りないこと、また朝貢品を明州（おそらく市舶司）という境界都市で価格判定して、相応の対価を払っていたことを示している。

この方面には、市舶司貿易を管轄する市舶務が明州に置かれ、日本や高麗の市舶司貿易を管理し、これらの朝貢も市舶司の管轄であった。なお高麗の朝貢については熙寧年間に再開されて以後、貢物を価格判定してから浙絹一万疋を下賜したが、元豊三年（一〇八〇）正月十七日の詔で、朝貢品にかかわらず、回賜絹一万疋と定額化されている。⁴⁸

西・西南方面では慶曆二年（一〇四二）二月庚辰に、

自今响廝囉及外国進奉人并約定人数、令赴闕。其所進方物、以本城軍士傳送之、勿令自雇傭人。〔『統資治通鑑長編』卷一三五〕

とあり、响廝囉や外国の進奉使節の人数を定めて上京させている。

また政和五年（一一一五）に大理国が初めて朝貢を求めた際、その年五月には賓州に大理国の入貢を取り扱う部局が設置され、翌年（一一一六）十二月二十三日に晴れて大理国は方物をもつて来貢した。

『宋会要』蕃夷七四四に、

十二月二十三日、大理國遣使李紫琮・楊奇樣・坦綽・李百祥來貢方物。

三十日、大理國王段和譽奏、臣累年以來、嘗遣磨中羅道等處乞修朝貢、至政和五年五月、已奉聖旨、差廣州觀察使黃璘充第一等奉使、於賓州置局、接納入貢。令先遣臣布燮・臣李紫琮・臣楊奇

樣・坦綽・臣李百祥管押馬三百八十疋、內有五十匹係特進、麝

香・牛黃・細氈・碧玕山・衣甲・弓箭等、詣闕進獻。詔令學士院

修寫手詔頒降。

とある。馬や麝香などの朝貢品を持って入京したが、徽宗朝になると、學士院で手詔が作成され下賜されるようになった。これは、次章の南宋の事例の先駆となっている。

最後に羈縻州・西南諸蕃夷について見ておきたい。羈縻州・西南諸蕃夷の朝貢には、先にも触れたように朝貢使節の人数が非常に多い。よって先の夔州蠻の入貢には牙職にある者だけを上京させ、残りを黔州に留め置いていたが、同様に宜州でも、

（天禧元年（一〇一七）二月、宜州上言、西南蕃遣使貢奉。詔以頃歲詣闕朝貢、在道踐毀傳舍、擾費居民、令廣南轉運使與宜州知州相度、如固欲赴闕、即令首領三二十人同來、自餘納所貢物、優賜遣歸。〔『宋会要』蕃夷五一九〕

とあるように、朝貢使節の人数が多すぎて、途中の建物や居住民に損害が出ているので、上京人数を、首領を始めとする二・三〇人までとし、残りの貢物は（おそらく宜州で）納めて、上乘せして回賜し帰郷させることとしている。

そして天聖四年（一〇二六）八月十四日には、

詔溪洞諸州蠻人進奉、今後只於逐州交納貢物、給賜價錢、每二年一次、許首領至京、因便買賣、仍自今年為始。〔『宋会要』蕃夷七二二〕

とあり、溪洞諸州蠻人の進奉は、今後、それぞれの州で貢物を納入して、代価として價錢を下賜し、首領は二年に一度上京するように詔が下った。事の発端は、羈縻州である溪洞諸州の安州・遠州・天賜州・南州等が毎年の上京を嫌がり、施州で貢物を納入し、代価の價錢を求めたことにあった（同上）。このように、羈縻州などの朝貢品が、首都開封へ持ち込まれず、その朝貢を担当する都市（施州など）まで運ばれ、そこで回賜が行われていることが注目される。またこの場合の首領などは二年に一度の上京とされたが、邛部川蠻は三年に一度の上京を求めるも、五〇七年に一度にせよと詔が下っている⁴⁹。よって、入京回数⁵⁰の制限は、羈縻州・諸蕃夷が上京するのを嫌がるだけでなく、宋朝からの要請でもあったのである。

また嘉祐七年（一〇六二）八月に開封府が上言し、開封府言、得知下溪州彭仕義狀、乞與同誓二十州每歲入貢、於權貨務使錢五百貫、下鼎州市諸物歸响。從之。〔『宋会要』蕃夷五八四〕

とあるように、下溪州が状申して、毎年⁵¹の入貢を求めたので、權貨務より五〇〇貫を鼎州に与えて諸物を購入して响に帰らせるように求め許可されている。ここでは、下溪州の入貢を受け持つ鼎州に、朝貢品を購入するための費用が權貨務より与えられている。

熙寧三年（一〇七〇）八月の大渡河南邛部川山前後百蠻都首領である苴剌の朝貢にあたっては、

已降宣命下成都府路轉運司、指揮黎州依例廻賜汝某物若干、至可領也。〔『華陽集』卷二四、「賜大渡河南邛部川山前後百蠻都首領

苴剌賀大登寶位進方物勅書」

とあって、宣命が成都府の轉運司に下り、轉運司が黎州に指揮して、回賜を与えていることを伝えている。

同じく熙寧八年（一〇七五）閏四月乙卯では、

西南蕃五姓蠻聽五年一貢、不願至京、聽就邕・宜州輸貢物、給恩賞・館券・回賜錢物等遣之。〔『統資治通鑑長編』卷二六三〕

として、西南蕃五姓蠻（龍・羅・方・石・張蕃）は五年に一度の朝貢とし、もし上京を願わない場合は、邕・宜州に貢物を納入し、そこで恩賞・館券・回賜錢物⁵²を与えられて帰ることとされた。また西平州の入貢には、五姓蕃の例に従い、五年に一度の入貢・使節の人数七〇人まで、貢物は宜州で止め、値を計って回賜等⁵³を与えることとされた。

以上、雑多に述べてきたが、大中祥符二年以降、朝貢―回賜が貿易行為となり、その結果、朝貢貿易を求める外蕃国や羈縻州・西南諸蕃夷などが、多くの朝貢品・多くの使節、また多数回にわたって朝貢してくるようになった。そのため、朝貢貿易を首都と境界都市と二分化し、分掌させることとなった。首都では、国書をもった使節や羈縻州の首領が人数制限・年限を設けられて上京し、そこで価格査定を受けて回賜（および儀礼的回賜品）を受け取り、場合によっては上乗せして下賜された。一方で境界都市では、上京できなかった者や、また上京を願わない場合、また国書を持参しない場合などで、朝貢品を納入し、朝廷に代わって価格査定して回賜を与えていた。儀礼を踏まえなくなつた朝貢―回賜は、単なる貿易行為として、首都と境界都市とに分掌され、さらに南宋期には、境界都市のみで済ませるようになってゆく。儀礼から貿易となつた朝貢―回賜の行き着く先を、次章で見てみよう。

第三章 南宋の朝貢貿易

南宋期における朝貢を、三つに時期区分して見ていこう。

第一節 建炎より紹興二十四年までの朝貢―回賜

杭州に行宮が置かれる建炎三年（一一二九）には、占城国の朝貢が確認される⁵¹。翌年には交趾が朝貢を求めたが、戦時中であつたため、使節の上京については免除されることとなつた。建炎四年（一一三

〇）十二月二日に、

廣南西路經略安撫司言、安南都護府牒、見備方物綱運、取今秋上京進奉。詔令本司婉順說諭、為邊事未寧、免使人到闕。所進方物除華靡之物更不受、餘令界首交割、差人押赴行在。回賜令本路轉運・提刑司於應管錢內取撥、依自來體例計價、優與回賜。仍具方物名件並章表入急遞投進、候到、令學士院降敕書回答。（『宋會要』蕃夷四四二）

とあつて、使節は上京させず、華美の物を除いた朝貢品は、両国の境界で引き渡し、行在に輸送させることとした。また回賜については廣南西路轉運・提刑司の財務より支出し、従来通り価格判定して、額面上乗せして下賜させた。また朝貢品リスト・国王の章表は急ぎ行在に運び、到着するのを待つて、學士院で返答の詔勅を作成させることとした。

この史料には、この時期の特徴がすべて現れている。朝貢使節の入京免除・境界での朝貢品の受渡し・境界の轉運・提刑司財務からの回賜の支出・朝貢品リストや国書の速やかな移送・到着後の返答詔勅の作成等である。注目すべきことは、回賜が轉運・提刑司の財務から支出されることとなつており、使節も境界都市までの到来であるから、朝貢―回賜が境界都市で済まされ、朝廷での管轄から外されているのである。

紹興六年（一一三六）七月には大理・蒲甘国が朝貢してきたが、対応は同じであつた。

七月二十七日、大理・蒲甘國表貢方物。是日、詔、大理・蒲甘國

所進方物除更不收受外、餘令廣西經略司差人押赴行在、其回賜令本路轉運・提刑司於應管錢內取撥付本司、依自來體例計價、優與回賜。內章表等先次入遞投進、今學士院降敕書回答。（『宋会要』蕃夷七_{一四五}）

とあるとおりである。

こうした対応は外蕃国だけではなく、羈縻州においても同様であった。紹興四年（一一三四）四月二十四日に、

辰州言「歸明保靜・南渭・永順三州彭儒武等狀、於建炎元年差人員齋土貢・文表到澧州、為道路未通、且令回峒、至今八年、乞放行進奉。詔令荆湖北路安撫司行下本州婉順說諭、為道路未可前來、特免赴闕、止就辰州交割所進物色、估價優與回賜、其合用錢、本州應管轉運・提刑司錢內取撥。所有章表・進奉物色、差人押赴行在。（『宋会要』蕃夷五_{一九五}）

とあって、羈縻州の彭儒武等が建炎元年に朝貢しようとして澧州まで来たところ、道路が通じていないとして、ひとたび帰郷することとなった。八年後のこの年、再び朝貢を求めたが、朝廷の指事は、使節の上京の免除、朝貢品の辰州での受渡し、回賜の上乗せ、荆湖北路轉運・提刑司財務からの回賜費用の支出、章表・朝貢品の行在への輸送、というもので、先の対応と同じである。こうした対応はおよそ紹興二十五年ぐらいまで続いた。

第二節 紹興二十五・六年の朝貢―回賜

ところが紹興二十五年と翌二十六年には、朝貢使節を上京させるよ

うになる。金との戦争の終息、首都杭州の安定などにより、紹興二十五年には、占城国の朝貢を代表として正式な儀礼に従って受け入れることとなった。⁵³

ここでは、占城国使節が上京した点の特筆すべきであるが、その他の点を確認すると、回賜は朝貢品の価値に相応するものとされた。朝貢品の見積額は一〇万七〇〇〇貫余りとされている。貿易対価としての回賜は絹や銀で支払われた。またそれだけではなく、衣服・銀器などを下賜する儀礼的な回賜も与えられ、詔勅も下された。⁵³

占城国だけではなく、同年四月二十七日には羅殿国や羈縻州が名馬や方物をもって朝貢し、上役の使節のみを上京させ、その他は上乗せした回賜を与えて帰路につかせた。⁵⁴ 同年六月九日には、

禮部言、安南遣使進奉、許令赴闕。……所進方物・表章、關翰苑降詔回答。進奉物色、計價回賜……。從之。（『宋会要』蕃夷四_{一四四}）

とあり、安南（「交趾」）の朝貢にも使節の上京を許可した。その他の手順は同じである。

紹興二十六年（一一五六）十二月二十五日には三佛齋が朝貢し、その使節は上京して皇帝と朝見し、貢物を上納した。

このように、紹興二十五年・二十六年には、諸蕃国・羈縻州からの朝貢について、その使節を上京させるといった正式な朝貢儀礼が執り行われた時期であった。ところが紹興二十八年（一一五八）の羈縻州の朝貢では、再び境界都市での朝貢―回賜へと戻っていた。

第三節 紹興二十八年以後の朝貢―回賜

紹興二十八年（一一五八）に武岡軍管下の溪峒首領が朝貢し朝見を求めたが、七月二十四日に詔が下り、

詔、武岡軍管下溪峒首領楊進經等乞進貢朝見、可令本軍婉順説諭路遠、不須赴闕。所貢物當官依實估價折還、不得少有虧損、仍於物價上更與優支五分。其錢令本路轉運司於上供錢内疾速應付。貢物附綱起發。（『宋会要』蕃夷五・九六）

として、上京を許可せず、朝貢品は実估に従つて五割増しで回賜することとしている。またその回賜の費用は、転運司に命じて上供錢から支出させた。朝貢品は通常の綱運に付載して都に送らせた。

こうした第二節の時期以前の対応に戻ったのは、羈縻州だけではなく安南の朝貢でも確認できる。紹興三十年（一一六〇）十二月二十一日に安南の朝貢が伝えられると、

詔令安撫司、除象并華靡物不受、餘只就界首交割、仍約度進物多寡、優與回賜。章表先次入遞前來、候到、令學士院降敕書回答。（『宋会要』蕃夷七・四九）

と詔が下り、廣南西路經略安撫司に命じて、象や華美な物は受け取らず、それ以外は境界で受け取り、朝貢品の多少を計って、上乘せして回賜させた。章表は都へと送り、その到着後、學士院にて勅書を作成させた。この境界都市で済ませる朝貢―回賜は、孝宗以後も引き継がれてゆく。紹興三十二年（一一六二）六月十三日の孝宗即位の大赦では、

登極赦、比年以來、累有外國遣使人入貢、太上皇帝聖懷沖抑、謙

弗敢受、況朕涼菲、又何以堪。自今諸國有欲朝貢者、令所在州軍以禮諭遣、毋得以聞。（『宋会要』蕃夷七・四九）

とし、外国の朝貢は所在の州郡で礼を尽くして帰らせることとしている。⁵⁵ また隆興二年（一一六四）九月十三日に安南が孝宗の即位を祝う朝貢をしに廣西まで来ると、廣西安撫司は、朝貢の使節を帰国させ、章表・方物を都へと移送させた（『宋会要』蕃夷七・四九）。

乾道三年（一一六七）の占城国の朝貢に際しては、次のような変化も見られた。つまり、

詔、使人免到闕、令泉州差官以禮管設。章表先入遞前來、候到、令學士院降敕書回答。據所貢物、許進奉十分之一、餘依條例抽買。如價錢闕、申朝廷先次取撥、俟見實數估價定、市舶司發納左藏南庫、聽旨回賜。（『宋会要』蕃夷七・五〇）

使節の上京を許可せず、泉州で宴会を設けさせ、章表は都に送り、到着後勅書を學士院で作成させている点はこれまでと同じだが、次に朝貢品は一〇分の一を受け取り、それ以外は市舶司で抽買（「抽解」と「博買」）させることとしている。その費用は市舶司から支出し、不足分は左藏南庫から補填することとされた。この一〇分の一のみを朝貢―回賜とし、その他九割を市舶司貿易とするのは、もはや単なる貿易といっても過言ではない。乾道九年（一一七三）正月の安南の朝貢についても、

詔令廣西經略安撫司將入貢物十分受一、就界首交割、優與回賜、先以章表入遞前來、候到、令學士院降敕書回答。（『宋会要』蕃夷七・五二）

とあり、朝貢品の一〇分の一のみを受け入れて、廣西經略安撫司に回賜させている。残りの九割についての処分は記載されていないが、抽買を受けた可能性も考えられる。安南の朝貢に対する一〇分の一のみの受け入れは、紹熙元年（一一九〇）十一月四日の記事（『宋会要』蕃夷四一五四）まで確認できる。

以上のように南宋期の朝貢は、第二節の時期のおよそ二年間を除き、朝貢使節を上京させず、朝貢品は宜州や泉州、広州などの境界都市で受け入れて価格を計り、当該路の転運司の財務などから回賜の支出を行っていた。また乾道年間以後は、朝貢の受け入れを一〇分の一に減らし、市舶司などを通じて残りを抽買する場合もあった。

このように、南宋では朝貢―回賜が都臨安ではなく、境界都市で済まされることの方が圧倒的に多い。朝貢―回賜が儀礼というより貿易行為となったために、宮中での儀礼を必要とせず、さらには朝廷の手を煩わせることなく、地方で処理されるようになった点に南宋期の特徴が見て取れる。

南宋期の朝貢は、境界都市で処理される貿易行為であったと言える。

おわりに

宋代を通じて、諸蕃国や羈縻州は朝貢を続けていた。朝貢する諸蕃国は高麗や、占城、交趾など冊封を与える国だけではなく、以外でも

朝貢を行い、宋朝も受け入れた。南宋期になると、華北を失ったために、西北から朝貢する国はいなくなったが、南海をわたって占城国や三佛齊、また陸路で交趾（安南）などが朝貢した。

真宗が東封の儀を行う以前の朝貢に対する回賜は、唐代と同様に、与える国のランク（天下秩序の上下）に従って、衣服などが下賜されていた。そもそも朝貢品は、外蕃国などの土貢品・原物を元日に挙行する元会儀礼に陳列するための物であり、数量の多寡は問題ではなかった。しかしながら、唐後半期から五代にかけて、朝貢を行う国もたらず物品は数量が増加していた。そこには、中国皇帝の恩寵を求める願望も多分に含まれていた。

そうした中で、封禪を行った真宗の徳治の一環として、朝貢品に対する相応の物品を回賜として返すこととなった。大中祥符二年以降の回賜は、もたらされる朝貢品に対して、まず価格判定を行い、その価値を見定め、そして、その価格に見合う価値の物品（絹や銀）を下すこととなった。また回賜を下すにあたっては、価格を上乗せし、宋朝の優位性を示すことも欠かさなかった。朝貢―回賜は、双方の価値が非対応の儀礼的行為から、朝貢額に相応する物品の下賜という貿易的行為となった。なお、儀礼的回賜も続いて下賜されており、その分析は宋代天下秩序の解明に重要であるが、後放に付したい。

また多大な朝貢品や大人数の使節は、朝廷の業務や財政を圧迫したと思われる。結果的には、朝貢する外蕃国や羈縻州の窓口となる境界都市で朝貢品を一部、あるいは全部留め置き、また上京する使節も人数の制限を行うなどした。とりわけ使節が上京するためには国書の持

参が欠かせなかった。境界都市で留め置かれた朝貢品は、その場で価格判定され、回賜が下された。南宋期になると、路の転運司などの財務より回賜費用が支出されていた。また外蕃国・羈縻州は入貢する境界都市が指定されることになった。

そして南宋になると、首都での朝貢―回賜はなるべく避けられ、そのほとんどが境界都市で済まされるようになった。朝貢―回賜は単純な貿易行為へと転じたのである。大中祥符二年以後の宋代における貿易は大きく見て、今見た国家間の朝貢貿易（首都と境界都市）と、民間商人と貿易する市舶司貿易・互市貿易とに分類できるが、南宋までの朝貢貿易の流れを見ると、朝貢貿易は市舶司・互市貿易へと近づいているように見える。

最初の朝貢貿易^⑮は、中国皇帝が冊封を加えた外蕃国とのみ朝貢貿易を許可した。朝貢国は入貢都市を指定され、使節も人数が制限された。朝貢品に対しては、明皇帝は数倍の回賜を行った。一方で海禁を施行して、民間貿易を禁止し、貿易を朝貢貿易に一元化した。こうして見れば、宋代の朝貢貿易は、そもそも朝貢が儀礼行為から貿易行為へと転換した点だけではなく、そこに明代朝貢貿易につながっていく要素が出現しつつ、まだ朝貢貿易と市舶司・互市などの民間貿易という二重構造を持っていた。この点に、宋朝『中世』帝国の特質を見出すことができるだろう。

〔注〕

(1) 杉山正明『中国の歴史 8 疾駆する草原の征服者』（講談社、二〇〇

五年）、古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」（『史林』九〇一、二〇〇七年）、同「10―13世紀多国並存時代のユーラシア（Eurasia）東方における国際関係」（『中国史学』二一、二〇一一年）、毛利英介「澶淵の盟について―盟約から見る契丹と北宋の関係―」（『契丹「遼」と10〜12世紀の東部ユーラシア』勉誠出版、二〇一三年）、金成圭「誓書―一〇〜一三世紀東アジアの安全保障策―」（『史滴』三七、二〇一五年）等、また陶晋生「対等…遼宋金時期外交的問題」（中央研究院歴史語言研究所、二〇一三年）。

(2) 山崎寛士「帝国の中世―中華帝国論のはざま―」（西村茂雄・渡辺信一郎編『中国の国家体制をどうみるか』（汲古書院、二〇一七年三月）
(3) 渡邊信一郎「天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼」（柏書房、一九九六年）同「中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から」（校倉書房、二〇〇三年）、同「中国古代の財政と国家」（汲古書院、二〇一〇年）の概念規定に従う。

(4) 金成圭「宋代における朝貢機構の編制とその性格」（『史観』一四六、二〇〇二年）

(5) 黄純艶『宋代朝貢体系研究』（商務印書館、二〇一四年）

(6) 唐代律令制下の朝貢・回賜については、石見清裕「唐の絹貿易と貢獻制」（九州大学『東洋史論集』三三、二〇〇五年五月）を参照。

(7) 『続資治通鑑長編』巻一、建隆元年九月癸卯。

(8) 『続資治通鑑長編』巻一、建隆元年十二月壬辰。

(9) 『宋会要』蕃夷七・七。

(10) 『宋会要』蕃夷七・八。

(11) 『宋会要』蕃夷七・一三。

(12) 『宋会要』蕃夷七・一四。

(13) 『宋会要』蕃夷七・一二。

(14) 『宋会要』蕃夷七・一三。

(15) 前掲渡邊「天空の玉座」。

(16) 山崎寛士『中国五代国家論』（思文閣出版、二〇一〇年）

(17) 宋代における元会儀礼等の大朝会儀礼について、金子由紀「北宋の大

朝会儀礼」（『上智史学』四七、二〇〇二年十一月）、同「南宋の大朝会儀礼—高宗紹興15年の元会を中心として」（『紀尾井史学』二三、二〇〇三年十一月）

- (18) 『宋会要』蕃夷三一一。
- (19) 『宋会要』蕃夷七一一。
- (20) 『玉海』卷一五四、建隆高麗來貢、開宝九年九月。
- (21) 『玉海』卷一五四、建隆高麗來貢、太平興國六年十二月。
- (22) 『宋史』卷四八七、高麗。
- (23) 『玉海』卷一五四、咸平河西獻馬、建隆二年。
- (24) 『玉海』卷一五四、咸平河西獻馬、太平興國六年（九八二）。
- (25) 『宋会要』蕃夷七十一、太平興國七年（九八二）二月五日。
- (26) 『宋会要』蕃夷七一一。
- (27) 『玉海』卷一五四、咸平河西獻馬。
- (28) 『宋会要』蕃夷七一一。
- (29) 『玉海』卷一五四、咸平河西獻馬、至道二年六月。
- (30) 『宋会要』蕃夷七一一、咸平二年（九九九）十一月十五日。
- (31) 『山堂考索』後集、財賦門、四夷方貢、咸平四（二〇〇二）年閏十二月。
- (32) 『山堂考索』後集、財賦門、四夷方貢、景德元年（二〇〇四）正月丙申。
- (33) 『宋史』卷四八八、交趾。
- (34) 『宋史』卷四九三、蕃夷一。
- (35) 『宋会要』蕃夷五一一〇。
- (36) 『山堂考索』後集、財賦門、四夷方貢。
- (37) 『山堂考索』後集、財賦門、四夷方貢。
- (38) 『宋会要』蕃夷七一一〇。
- (39) 『宋会要』蕃夷五一一三。
- (40) 『宋会要』蕃夷七一一五、「正月十六日、詔廣南西路轉運司、「自今西南蕃牂柯諸國遣使朝貢、欲親至闕庭者、勿抑其意、仍發兵援送之。」時本路言「得西南蕃牒、先准詔『龍光進等赴闕貢奉、道遠、人馬多死、自今只令至宜州、就給恩賜。』緣當蕃無於宜州受賜之禮、願至闕下。」故有是命。
- (41) 『宋会要』蕃夷四一六九。
- (42) 『宋会要』蕃夷四一七〇。
- (43) 『宋会要』蕃夷七三二二。
- (44) 『宋会要』蕃夷七三四四。
- (45) 『宋会要』蕃夷四一五。
- (46) 『統資治通鑑長編』卷一〇一、および『宋史』卷四九〇、大食國。
- (47) 山崎寛士「貿易と都市—宋代市舶司と明州—」（『東方学』一一六、二〇〇八年）
- (48) 『宋会要』蕃夷七三六、元豐三年正月十七日「詔高麗國王每朝貢、回賜浙絹萬疋、須下有司估准貢物乃給、有傷事體。宜自今國王貢物、不估直回賜、永為定數。」
- (49) 『宋会要』蕃夷七二四、天聖十年（二〇三二）三月二十六日。
- (50) 『宋会要』蕃夷七三九、元祐二年（二〇八七）六月二十六日「詔西平州武聖軍都統章公憲許依西南龍・羅・方・石・張蕃例五年一貢、以七十人為額、貢物止納宜州、計直恩賞、館券・回賜・供給・犒設等、並准石蕃例。從廣南西路經略司請也。」
- (51) 『宋史』卷四八九、占城國。
- (52) 朝貢儀礼の詳しい次第については土肥祐子「南宋期、最初の宮殿での占城（チャンパ）の朝貢—泉州出發、都での儀礼、帰路につくまで—」（『南島史学』八三、二〇一五年十一月）
- (53) 同上。
- (54) 『宋会要』蕃夷七四六、紹興二十五年四月二十七日「羅殿國貢名馬・方物。是日、知靜江府呂愿忠言、羅殿國王羅部貢及西南蕃知矩州・忠燕軍節度使趙以盛入貢、進奉土產・名馬・方物。詔令近上人赴闕、自餘優與例物、令歸本族。」
- (55) 「論遣」について、隆興二年（一一六四）六月二十一日の南丹州莫延廩の入貢申請に対して、「詔、朕即位以來、敦尚儉約、例罷諸方貢獻、或已至宜州界首、可令本州量與犒設、善論遣回。（『宋会要』蕃夷七

四九」とあつて、羈縻州などの入貢を停止し、もし宜州に到着していれば、宜州でねぎらいの宴会を設けさせて、帰京するよう説諭させている（「善諭遣回」）。よって上記の「諭遣」も同様の意味であろう。

(56) 檀上寛『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』（京都大学出版会、二〇一三年）

(やまぐち さとし 歴史学科)

二〇一六年十一月二十四日受理